

公文書管理法の施行状況 (公文書管理制度の周知(内閣府の取組))

閣議における内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、行政刷新)発言要旨
(4月1日)

- 一 本日より、一昨年に国会において全会一致で成立した「公文書等の管理に関する法律」が施行となり、新たな公文書管理制度が開始。
- 二 本制度は、公文書が民主主義の根幹を支える基本的インフラであり、国民の貴重な知的資源であるとの認識のもと、その適切な管理に向けて、各行政機関の文書管理について統一的なルールを定めるものであり、円滑な施行に向けて、職員一人一人の意識改革と地道な実務上の努力が必要不可欠。
- 三 先般、発生した平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応をいただいている中での施行となるが、政府一体となって適切な文書管理の徹底を図るため、各閣僚におかれても、今後とも所属の職員の御指導をお願いしたい。

各行政機関に対し、「行政文書の管理に関する手引き」を配布(4月)【参考1】

各行政機関に対し、行政機関職員研修用資料の参考例「公文書管理制度について」を配布(6月)【参考2】

公文書管理制度ホームページのリニューアル(7月)

内閣府ホームページ内公文書管理制度のページ:

<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html>

(リニューアルの概要)

- ・ 公文書管理制度の説明を充実
公文書管理法の概要、対象となる機関や文書、公文書等の管理の仕組み(行政文書、法人文書、特定歴史公文書等の各々について説明)、公文書管理法施行までの経緯等について説明を追加
- ・ 公文書管理に関する情報を集約
行政文書ファイル管理簿の検索(e-Gov)ページ、各行政機関の行政文書管理規則及び各国立公文書館等のホームページ・利用等規則へのリンクを追加

内閣府から各機関への講師派遣実績及び今後の予定

主催者区分	法施行後	今後の予定
講師派遣延べ回数(回)	12	13
行政機関	3	1
独立行政法人等	0	1
国立公文書館等	3	5
地方公共団体	1	0
大学	2	4
その他団体	3	2

(注1) 「法施行後」は、平成23年4月1日～同年8月19日の期間の実績。

「今後の予定」は、平成23年8月20日以降の予定。

(注2) 「その他団体」は、社団法人、財団法人等。